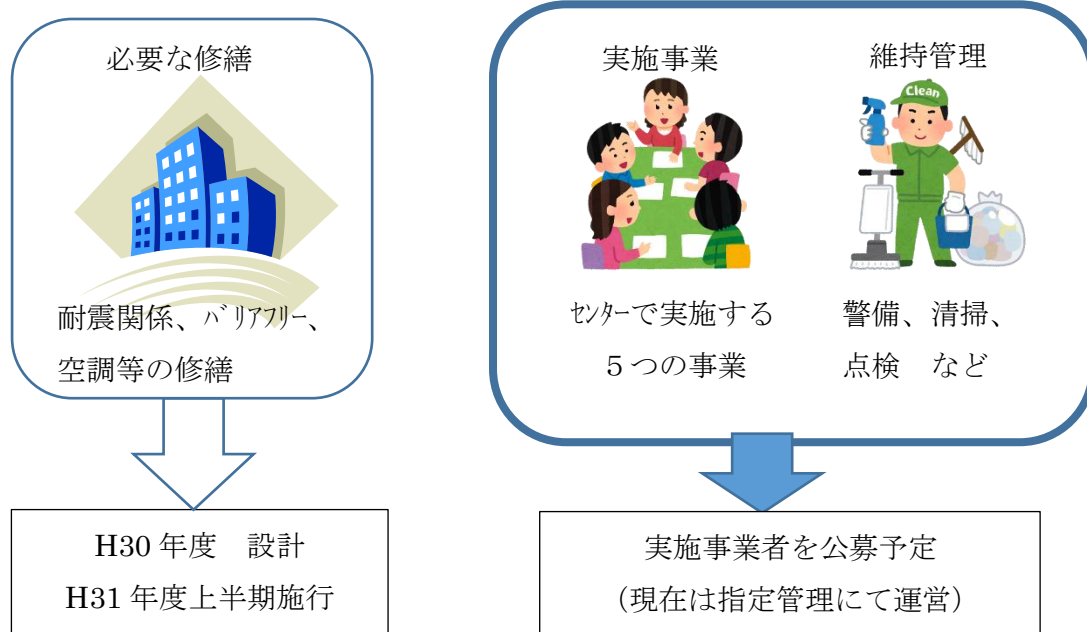


※ 資料の内容は現時点での予定となります

社会福祉センター就労支援・地域づくり推進事業について（概要）

1 社会福祉センターの再生

昭和51年に建築された東村山市立社会福祉センター（以下、「社会福祉センター」という。）は、築40年を超え、大規模修繕が必要な時期になっています。東村山市では平成31年度に社会福祉センターの利用を一時停止するとともに必要な修繕を行い、平成31年度下半期中を目途に地域づくりと就労を希望する方の就労の促進を目指した施設として再生していく予定です。



2 実施予定事業

これまでのセンターの役割や、就労支援及び地域づくりの推進といった新たなニーズも踏まえたうえで、「人とつながり、地域に根ざした集いの場」をコンセプトとし、下記事業の実施を検討しています。

(1) 福祉作業所

社会事業授産施設として、低所得高齢者等に就労の機会を与え、自立を助長させることを目的とした事業です。

(2) 多種多様な職場開拓

働く意欲がありながらも子育てや年齢、健康や家族の問題等により自身での就労活動が困難な人に対し、支援・職業紹介・斡旋を行います。

(3) 中間就労の場の確保

社会福祉センター内に、一般就労に向けた中間就労の場を確保します。中間就労の場としては、喫茶スペースや文庫コーナーの清掃、販売員等を想定しています。

(4) 知的障害成人余暇活動支援

知的障害のある青年・成人が日中活動や就労後に様々な人々と交流し、集団活動を行うことにより、余暇活動を楽しむとともに社会で生きる力の向上を図ることを目的とした事業です。

(5) 健康寿命の延伸と地域醸成加速に向けた事業（集会室の貸出）

地域における「集いの場」として、これまでどおり集会室貸出を継続するとともに、地域づくりを行う団体に対しては審査のうえ、年間の優先予約枠を設けることで健康寿命の延伸と地域における健康づくりや介護予防を図ります。

(6) 施設管理

施設管理者（総括責任者）をおき市と連携を図る。

3 事業実施場所（想定）

※受託事業者との協議により決定していきます

